

特別児童扶養手当制度

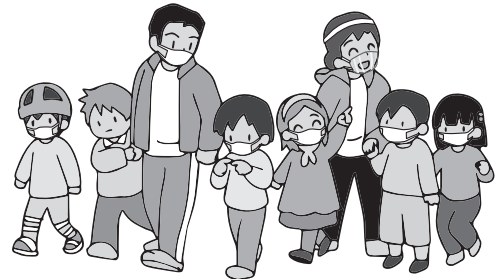
精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を養育する父母等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

障がいの程度により1級・2級に区分され、原則として毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※受給資格者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当の支給が停止されます。

【支給月額】～月額が変更になりました～

	令和4年度（月額）	令和5年度（月額）
1級	52,400円	53,700円
2級	34,900円	35,760円



お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

犬の飼い主のみなさんへ

狂犬病予防注射実施

令和5年度狂犬病予防注射を次のとおり実施します。

既に登録を済ませている飼い主の方には案内書を送付いたします。「注射済票」を兼ねた用紙になりますので、必要事項を記入のうえ切り離さずにそのまま各会場にお持ち下さい。

また、新規に犬を飼われた方は、登録と予防注射が必要ですので、各会場までお越しください。

令和5年度 狂犬病予防注射日程表

月日	場 所	時 間	地 区 割
6月9日(金)	於札内直売所前	9:00～10:00	鶴沼地区
	晩生内地区コミュニティーセンター前	10:30～12:00	晩生内地区
	役場車庫前	13:15～15:00	浦臼地区
	出張注射	15:00～	全区域

※地区割は、あくまでも目安です。御都合に合わせて各会場、どちらで受けていただいても構いません。

●注射料金 2,690円 注射済票交付手数料550円 合計 3,240円

なお、新規登録の場合は、登録料（3,000円）が必要です。

また、所有者・転居により住所が変わった場合は、変更の申請が必要になります。

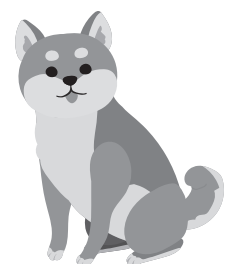
※飼い犬が亡くなっている場合は、死亡届の提出が必要になります。

・各会場で申請等の受理をします。また、後日役場で手続きすることも可能です。

・各申請等手続きの際には、印鑑と各申請手数料分の現金を持参してください。

●出張注射料金 訪問先1件につき1,000円

お問い合わせ 住民課生活係 電話：68-2112



定住支援制度

浦臼町では定住人口増加や地域の活性化を促進するため、様々な支援を行っています。

今号では、住宅のリフォームや空き家・老朽住宅の除去工事等の費用を助成する「住宅リフォーム等補助金」についてご紹介します。

補助対象者

- ・住宅の所有者で町内に居住している者（または、除却工事にあつては相続人）
- ・リフォーム後、直ちに町内に居住する者
- ・町税、水道料金、下水道料金等を滞納していない者
- ・申請者の前年における世帯の総所得が550万円以下の者

補助条件

- ・町内業者と契約し、行う工事であること
- ・工事費（消費税を除く）が50万円以上であること。
- ・固定資産税課税台帳に登録されている家屋であること（倒壊家屋の除却工事を除く）。
- ・同一の申請者、同一の住宅についての補助は1回限りとします。

補助対象工事

- ・住宅のリフォーム（築後10年を経過した住宅の増築・改築・改修工事）
- ※内装仕上げ材のみを取り替える工事、設備機器の設置のみの工事、介護保険法の住宅改修費の支給対象となるもの等を除きます。
- ※納屋、倉庫等のリフォームは対象外となります。
- ・住宅耐震改修工事
 - ・空き家（倉庫など附属建物を含む）、老朽住宅の除却工事（建替えのための除却を除く）
 - ・住宅用太陽光発電システム設置工事

補助額

- ・工事費（消費税を除く）の30%、限度額30万円（1,000円未満切り捨て）

補助申請

- ・対象工事着手前に、必要書類を添付の上、申請書を総務課企画係に提出してください。
- ※交付決定前に着手した工事については、補助を受けることができませんのでご注意ください。

注意事項

- ・申請後、工事を中止するときは中止届を提出してください。
- ・交付決定を受けた内容が変更となる場合は、必要書類を添付の上、変更承認申請書を提出してください。
- ・建築物を除却する場合は、建築基準法に基づく「建築物除却届」の提出が必要です。
また、延面積が80㎡以上の建物を除却する場合には、事前に建設リサイクル法に基づく「届出書」も必要となります。

お問い合わせ・申請書提出先

総務課企画係 68-2111

「広報うらうす」に広告を載せてみませんか？

広告主募集中

1号広告 縦4cm×横15cm 5,000円（月額）
2号広告 縦4cm×横7cm 3,000円（月額）

有料広告

あなたの
悩みに

面談
電話

完全無料

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

コタエを
出します

気軽に
電話で相談

ハロー弁護士相談 月~金曜日10:00~16:00(祝日・年末年始は除く)
1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター